出資に係る不要財産の大阪府への納付について

1 趣旨

現在、大阪府が地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所(以下「法人」という。)の敷地の一部を借り上げ、動物愛護管理センター(以下「動愛C」という。)を整備しており、平成29年6月に竣工する予定です。

これに伴い、法人は、法人設立時に大阪府から現物出資を受けた財産である当該整備地等が、法人として将来にわたり業務を確実に実施するうえで必要がなくなった旨を決定しました。

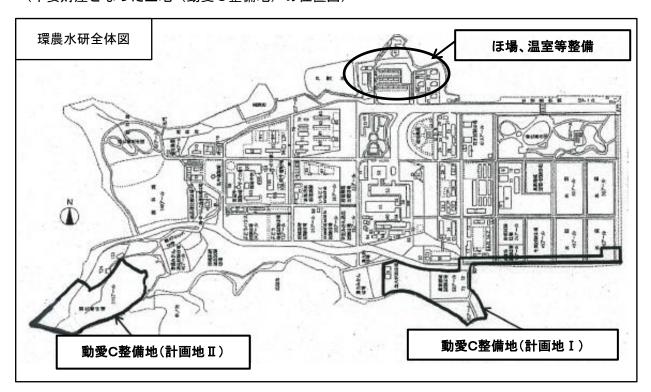
このため、不要財産となった土地について、地方独立行政法人法施行令第5条の2第1項 規定に基づき、法人から大阪府知事あて不要財産の納付の認可について申請がありました。 (別紙)

大阪府知事がこの認可をするにあたっては、同法第42条の2第5項の規定に基づき、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされていますので、お諮りするものです。

2 不要財産となった土地

	資産の種別	所 在 地	面積(m²)
1	土地	羽曳野市蔵之内424番5	2, 472. 00
2	同	同	1. 77
3	同	同 尺度53番 2	23.00
4	同	同 尺度53番4	1, 108. 00
5	同	同 尺度57番1	626.00
6	同	同 尺度57番3	44. 00
7	同	同 尺度57番4	21.00
8	同	同 尺度57番 5	49. 00
9	同	同 尺度57番6	293. 00
10	同	同 尺度57番7	33.00
11	同	同 尺度1102番	1, 193. 00
12	同	同 尺度1104番 1	149.00
13	同	同 尺度1104番 2	8. 95
14	同	同 尺度1104番3	2. 81
15	同	同 尺度1108番 2	106.00
16	同	同 尺度1108番 4	1, 391. 00
17	同	同 尺度1108番 5	9. 41
18	同	同 尺度1108番 6	2. 90
19	同	同 尺度1112番 4	1, 274. 00
20	同	同 尺度1119番 4	287. 00
21	同	同 尺度1119番 6	1, 105. 00
22	同	同 尺度1126番 4	42.00
23	同	同 尺度1126番 5	186. 00
24	同	同 尺度353番 1	521.00
25	同	同 尺度359番 2	1, 616. 00
26	同	同 尺度427番 4	9, 771. 00
			22, 335. 84

(不要財産となった土地(動愛 C 整備地)の位置図)



(不要財産となった理由)

当該土地は、法人が試験ほ場及び農業大学校実習ほ場として温室等を整備し、使用していたが、府が動愛Cの敷地として使用するため、府の負担において、代替となるほ場(温室等含む)を整備した。

代替となるほ場は、法人敷地内の使用していなかった施設を撤去し、その跡地に整備したものであり、試験ほ場及び農業大学校実習ほ場の機能を移転したため、当該土地を府に納付しても業務を実施する上で支障がない。

3 スケジュール

内 容	
平成29年3月 法人から大阪府知事宛に申請書提出	
平成29年4月 第1回評価委員会において審議及び意見書決定	
平成29年5月 5月定例会に、認可に係る議案提出	
議決後、不要財産の認可に係る知事認可 大阪府への不要財産の納付	

《参考》

地方独立行政法人法(抄)

(財産的基礎)

- 第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的 基礎を有しなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産(以下「出資等に係る不要財産」という。)を処分しなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

- 第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(以下この条において「出資等団体」という。)に納付するものとする。
- 5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、 評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人法施行令(抄)

(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

- 第五条の二 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項 の規定による出資等に係る不要財産 (法第六条第四項 に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下同じ。)の出資等団体(法第四十二条の二第一項 に規定する出資等団体をいう。以下同じ。)への納付(第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。)について、同項 の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない
 - 一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
 - 二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった と認められる理由
 - 三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額)
 - 四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
 - 五 現物による出資等団体への納付の予定時期
 - 六 その他必要な事項

大阪府地方独立行政法人の重要な財産に関する条例(抄)

(処分の認可に係る重要な財産)

第二条 法第六条第四項の条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の 認可の申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額)が 五十万円以上のものとする。